

◆医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行

(保育所の設置者等の責務) 第6条第2項

放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この項及び第9条第3項において同じ。）を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

(保育を行う体制の拡充等) 第9条第3項

放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。